

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	子育て世帯生活支援特別給付金及び令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉大津市は、子育て世帯生活支援特別給付金及び令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府泉大津市長

公表日

令和7年12月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	・子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務 ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	【子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務】 ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和3年5月28日付子発0528第1号厚労省通知別紙）」に基づき、支給事務を行う。（令和3年度） ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和4年5月24日付子発0524第2号厚労省通知別紙）」に基づき、支給事務を行う。（令和4年度） 【令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務】 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付府政経運第399号内閣府通知別紙）」に基づき、支給事務を行う。
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- ・令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル
- ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項及び別表135の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第74条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <div>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</div>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表 160の項 【情報提供の根拠】情報提供なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	泉大津市健康こども部子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	泉大津市総務部総務課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 TEL0725-33-1131
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	泉大津市健康こども部子育て応援課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 Tel.0725-33-1131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	[1万人以上10万人未満]	
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） []接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
<div>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</div>	<div>[十分である]</div>	<div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
<div>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</div>	<div>[十分である]</div>	<div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
<div>判断の根拠</div>	<div>対象者からの申請に基づき特定個人情報を取得し、複数人で確認のうえ事務処理を行っている。</div> <div>また、特定個人情報に関わる全職員について研修を受講させており、目的外入手や情報漏洩のリスク対策は「十分である」と考える。</div>	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① 研修計画を策定している。 ② 事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③ 次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・ 事務取扱者への研修 ・ 特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・ 保護責任者への研修 ・ 事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修	

變更箇所

[illegible]